
いしかわ工場・施設版環境ISO

推進事業補助金

公募要領

【受付期間】

令和3年5月17日（月）～ 令和3年7月30日（金）17時まで

【受付先・問合せ先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 生活環境部温暖化・里山対策室 企画推進グループ

TEL : 076-225-1462 MAIL : ontai@pref.ishikawa.lg.jp

令和3年5月

石川県生活環境部温暖化・里山対策室

1 事業の目的

この補助金は、石川県内中小企業者等の工場や施設における温室効果ガスの排出削減に資する省エネルギー設備と、最適な規模の再生可能エネルギー設備の導入を併せて支援することで、地球温暖化対策のモデルを創出し、中小企業者等に対して、取組効果を広く波及させることを目的としています。

2 対象者（補助金の交付先）

(1) 以下の全ての要件を満たす者

- ・ 石川県に主たる事業所を有する中小企業者等であること（中小企業者等の定義については(2)を参照）。ただし、次の①～③のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除く。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

- ・ 「いしかわ工場・施設版環境ISO」の登録を受けた、または登録申請中の中小企業者等であること。

(2) 中小企業者等の定義

「中小企業者等」とは、次の表に掲げる通り。

資本金又は出資（資産）の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社または常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数以下の法人及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

	主たる事業として営んでいる業種（注1）	資本金 (資本の額又は出資の総額)	従業員 (常時使用する従業員数)
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場 合対象(個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業（ソフトウェア業・情報処理サービス業、旅館業を除く）	5千万円	100人
	小売業	5千万円	50人
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5千万円	200人
その他 の法人	医療法人、社会福祉法人	（※注1）	
	特定非営利活動法人（NPO法人）		

組合関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会(※注2)、酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会(※注3)、内航海運組合及び内航海運組合連合会(※注4)、技術研究組合(直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)
------	--

(注1) 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の資本金・従業員規模以下のもの。

(注2) その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

(注3) その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

(注4) その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

(※) 大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者を言う。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3 対象事業

次の要件を満たす事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

- ・ 工場や施設における、以下の「省エネ」、「再エネ」のために行う事業であること。また、両事業は併せて実施すること。
- ・ 県内で実施する事業であること。

【省エネ】

次の①～③のいずれかの事業又はその組合せを対象とします。

①高効率エネルギー設備導入等

空調設備、冷凍・冷蔵設備、ボイラー、インバーター等の機器導入

※LEDも補助対象事業としますが、LED単独での導入は不可とし、他の省エネ設備と併せての導入を要件とします

(例) LEDとボイラーを導入

②熱効率向上設備導入等

遮熱、断熱等による熱侵入・熱損失対策

③省エネ・ピーク対策設備導入等

BEMS、FEMS、デマンドコントロール機器等の導入

【再エネ】

次の①～⑥のいずれかの事業又はその組合せを対象とします。

- ①太陽光発電（発電出力が10kW以上であること）
- ②風力発電（発電出力が1kW以上であること）
- ③水力発電（発電出力が1kW以上、1,000kW以下であること）
- ④地熱発電
- ⑤バイオマス発電（バイオマス依存率が60%以上であること）
- ⑥熱利用設備（太陽熱、地中熱、バイオマス熱、温度差熱などの利用）

<再エネ事業にかかる補足事項>

補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は、自家消費すること。ただし、休日などに発生する余剰電力の売電（固定価格買取制度による売電を除く）は差し支えない。

（注）以下の場合には対象となりません。

- ・本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に県若しくは他の公的機関等から重複して補助金等による資金支援を受けている又は受ける予定の場合
 - ・交付決定日以前に着手（発注や購入、契約等）をされている場合
- ※ただし、系統連系の申込は可能
- ・工場や施設の「新設」に伴い設備等を導入する場合

（2）実施期間

交付決定日～令和4年2月28日（月）

4 補助金額

（1）補助限度額

補助対象経費であって、300万円以内

（2）補助率

補助対象経費の2分の1以内

（3）補助対象経費

補助対象となる経費は、以下の表に記載された設備機器の導入などに係る経費となります。

なお、本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。

項 目	
設備費	事業の実施に必要な機器・設備、その他備品の購入等に要する経費

工事費	事業の実施に必要な不可欠な工事等に要する経費及び本工事に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費
その他の経費	上記経費のほか、事業を遂行するために必要な経費で、知事が特に必要と認める経費

(注1) 全ての経費において、交付決定の日から令和4年2月28日までの間に要する経費が補助対象となります。

(注2) 消費税及び地方消費税は補助対象外です。

(注3) 千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとします。

5 採択件数

5件程度を予定しています。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和3年5月17日(月)～**令和3年7月30日(金) 17:00(必着)**

(2) 提出先及び問い合わせ先

石川県 生活環境部 温暖化・里山対策室 企画推進グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: 076-225-1462

(3) 提出方法

次の書類を、直接持参又は郵送(7/30(金)17時必着)にて提出してください。

(4) 提出書類

提出書類	備考
補助金交付申請書 事業計画書 収支予算書 (各1部)	所定の様式で提出してください。 様式は、県のホームページからダウンロードできます。 URL: http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/
過去2年間の決算書 (貸借対照表、損益計算書) (各1部)	直前に決算月が到来予定である場合や、決算月が過ぎているが決算書が出来ていない場合などは、直近の残高試算表も提出してください。 ※過去2年間の貸借対照表、損益計算書を提出できない場合は、募集期間内にご相談ください

7 スケジュール

内 容	時 期
募 集	令和3年5月17日（月）～ 7月30日（金）
審 査 ・ 採 択	令和3年8月（予定）
交 付 決 定	令和3年8月（予定）
事 業 期 間	交付決定日～ 令和4年2月28日（月）
実 績 報 告	事業完了後速やかに提出（期限は別途お伝えします）

※補助対象事業は、県からの交付決定通知の受け取り後に開始してください

8 審査

（1）審査方法

- ・審査にあたり、事前に事業計画書等の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査方法は、審査基準により採点を行い、点数上位者から採択を決定します。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。
- ・採択された場合、原則として、企業名、代表者名、事業概要等を公表します。
- ・採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

（2）審査基準

審査基準は以下のとおりです。本事業の趣旨に則り、**取組内容が他企業のモデルとなるかという点**を総合的に審査します。

区 分	内 容
① 事業計画の妥当性	・事業計画が資金、技術、工程の観点から妥当であるか。
② 費用対効果	・温室効果ガス排出量削減の費用対効果は高いか。 ※省エネ診断の添付など
③ モデル適切性	・業種特有の観点からの取組みが含まれているか。 ・他業種に対して参考になる取組みかどうか。 ※蓄電池の併用など
④ 効果の実証性	・省エネ設備、再エネ設備導入による効果（電気使用量やCO2排出量の削減量など）を適切に把握可能か。
⑤ 環境保全活動の持続性	・これまでに環境保全の配慮活動を行っており、今後も継続が見込めるか。

※審査の際は、「いしかわ工場・施設版環境ISO」登録申請に記載の内容も参考にします

9 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 報告書

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

(2) 変更

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 事業により取得した財産

事業により取得した財産について、補助事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

(4) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

(6) 事業状況の報告について

事業の終了後5年間、事業状況についての報告を求めています。

(7) 石川県補助金交付規則の遵守について

補助事業者が「石川県補助金交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容及び企業名の公表等を行うことがあります。

(8) 導入事例の紹介等について

本事業はモデル事業の創出を目的としているため、県が主催するセミナー等（HPへの掲載を含む）において、導入事例の紹介をお願いすることがあります。

(9) その他

採択者は「いしかわ工場・施設版環境ISO推進事業補助金交付要綱」に記載の内容に従わなければなりません。